

令和2年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年4月27日(月) 午前9時00分～11時45分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外薮	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福薮	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査
中村主任、田中主任

議事録署名委員 (3番 西 美香 委員 ・ 4番 川畑 千秋 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)
について

日程第2 報告議案第10号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第3 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第5 議案第22号 農用地利用集積計画案(7件)について(新規6件・継続1件)

日程第6 議案第23号 農用地利用集積計画(一括方式)案(2件)について(新規2件)

会議の概要

局長 皆さん、おはようございます。総会が始まる前に、4月の人事異動によりまして、事務局も新体制になりましたので、農業委員会事務局の転入された方々それぞれ自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局異動者挨拶)

局長 本日は、開会に先立ちまして、令和2年度の農業振興に関する重点施策等について農政課の皆さまに、ご説明をお願いしてあります。4月の定期異動がございましたので、まずは職員の紹介をしていただき、その後ご説明していただきたいと思います。農政課の皆さんよろしくお願ひします。

農政課長 (職員紹介及び説明)

局長 どうもありがとうございました。何か質問等がありますか。

(質問等に対する回答終了後)

局長 農政課の皆さま、ありがとうございました。

(農政課職員 退席)

局長 ただ今から令和2年第4回農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 どうもありがとうございました。それでは、令和2年第4回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、私のほうで進めさせていただきます。よろしくお願いします。まず、事務局より農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員の定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名、農地利用最適化推進委員の3人の方々も全て出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき

串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行して参ります。まず5番目の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは今回の議事録署名委員は、3番西美香委員、4番川畑千秋委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件で1筆505㎡です。借人の体調不良のため契約を終了させるそうです。また、この土地につきましては、後ほど日程第5議案第22号農用地利用集積計画案の中でご審議いただくこととしております。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かがご質疑ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第1報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、通知のとおり受理することで決定しました。続きまして、日程第2報告議案第10号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 資料につきましては、2ページをお願いします。日程第2報告議案第10号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、ご説明申し上げます。非農地判断に対して相続人不明で通知の出せなかったところを再度現地確認した結果、非農地判断を取り消す事案7筆が出てまいりましたので、ご報告いたします。表の上から4筆は4月13日、月曜日、久木山委員、蓑手委員と事務局で現地確認した結果、耕作されていることを確認しています。表の中で総会判断日、平成28年3月28日とあるのが、前回非農地判断を決定した日です。これを今回内容の欄に表示しているとおり耕作としているところです。次に表の中で下3筆について

は、3月27日、樋ノ口委員、西村委員と事務局で現地確認した結果、管理されていることを確認しております。表を見ていただいて、総会判断日、平成29年12月26日とあります。これが前回非農地判断を決定した日です。これを今回内容の欄に表示してあるとおり、管理としています。表の下の方令和2年度4月の6人、7筆、4,535㎡を非農地判断の取り消しとしてあげているところです。

議長

事務局の説明が終わりました。最近相続手続きが済んで、非農地通知を発送しようとしたところ、耕作されていたということで、今回取り消しをするという案件です。何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

なしということですので、日程第2報告議案第10号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のとおり取り消して、また農地に戻るということで決定いたしました。ありがとうございました。次に、日程第3議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請3件についてを議案とします。今回の申請は3件であります。3件とも事務局の説明、現地調査の報告を終わってから質疑に入りたいと思います。では、No1についての事務局の説明をお願いします。

棚町主査

3ページをお願いします。日程第3議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は3件です。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、譲受人は譲渡人の管理している申請地の実の妹になります。この譲受人は現在、近隣の田を33aほど借り受けて、水稻耕作をしております。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

今、事務局の説明がありましたが、調査員の報告をお願いします。

樋ノ口委員

7番、樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請を、4月21日午後1時から、譲受人代理人と、西村委員と私で現地を見してきました。今回は譲渡人が亡くなり、相続財産の売買です。場所は、議案の3ページ、4ページをご覧ください。譲渡地は農用地区域外農地です。譲受人の家と隣合せにあり、出入りの通路側になります。毎日管理できる場所です。現在、田んぼ33.1aを耕作されています。耕作については、30aを超えております。また、田んぼの米は、一部J Aに出荷されるということです。この土地に対しての作業労力や作業方法は、労働力は2名で、人力と手作業で行うということです。農機

具は、トラクター、耕耘機、草刈機、ミスト機など、農作業をするものは全部揃っているということです。耕作物は、じゃがいも、ブロッコリー、なすなどを耕作して、人力で収穫するというものです。また、周辺については、東と西が住宅、北は譲受人の住宅です。南は道路です。隣の住宅に迷惑のかからないような草取りとか、しっかり管理していらっしやいました。私たちは問題ないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.2 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 それでは、No.2 についてご説明申し上げます。5 ページをお願いします。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受たいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、譲受人は譲渡人の親戚とのことです。この譲受人も近隣に自宅があり、農地を 53a ほど所有しておられます。調査は【正】を西委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 3番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調査報告いたします。4月22日午前10時より、現地で行政書士立会のもと、福菌委員と私が調査を実施いたしました。資料の5ページから6ページをご覧ください。申請地は、農用地区域外農地です。譲受人は、53a以上の耕作者であり、自宅のすぐ裏に所在します。労働力は2名で、農機具は、トラクター、田植え機、コンバインなど一式保有され、申請地取得後すぐに水稻栽培を始めたいそうです。営農計画や作業方法などお聞きしましたが、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、No.3 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 それでは、7 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受たいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。調査は【正】を古賀委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。また、この申請地の残地につきましては、9 ページの日程第4議案第21号のNo.1 でご審議いただくこととしております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

9番古賀です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、4月22日、水曜日、午前9時30分より申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私で調査をいたしましたので、報告いたします。資料の7ページ、8ページを参照してください。申請地は、第5条第1項のNo.1で申請を出されている一部です。申請人は、新規就農者で、申請地を取得後の営農計画としては、自家消費でなく、トマトなど栽培される計画です。なお、労働力は常時2人で、農機具は耕耘機を保有されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上No.1からNo.3まで、事務局の説明と、現地の調査報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますので、日程第3議案20号農地法第3条第1項の規定による許可申請3件については申請のとおり許可することで決定いたしました。次に、日程第4議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回は4件の申請でございますので、いつものとおり4件全てが説明が終わった後に質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第4議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月は4件であります。No.1については、先ほど第3条の許可申請のNo.3と同じ申請地であります。9ページ、10ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで、お子様が誕生し、手狭になったため、申請地を譲受け、自宅を建築しようとするものでございます。申請地は第3種農地であります。なお、都市計画用途地域内にある農地で、第一種中高層住居専用地域にあり、本申請地は、法務局に分筆を申請中ですので、登記完了後には、速やかに提出していただくように伝えてございます。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。ご審議方よろしく願いします。

議長

ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

2番外菌です。日程第4議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4月22日9時45分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しましたので、報告いたします。申請地はいちき串木野市〇〇〇の一部で、位置図は9ページ、10ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まい

で手狭なため、今回申請地を譲り受け、自宅を建築したく申請するものです。農地区分は第3種農地です。資金調達は、金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の北側は道路、西側は宅地、南側は道路、東側は宅地で、東側は3m程広げて、工事については、周囲に迷惑がかからないように留意し、生活排水し尿については、小型合併浄化槽を設置し、浄化後排水を南側の側溝に流す。被害防除計画書、防除誓約書、融資証明書、地積測量図が添付されており、特に問題ないと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.2 について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 続きまして、No.2 について説明いたします。11 ページ、12 ページをお開きください。譲受人は、再生可能エネルギーによる売電事業をビジネスとして取り組むために、太陽光発電施設を農地に設置したいための転用申請でございます。申請地は、〇〇〇、面積 1,108 m²、太陽光パネル 196 枚施工予定でございます。太陽光の面積にして、395.32 m²、全体事業 78.40KW、1 基でございます。申請地は、第2種農地で、その他の農地になります。他のいずれの要件にも該当しない農地であります。調査委員は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 はい、6 番松田です。4 月 21 日 13 時半より代理人の行政書士、木場委員と 3 名で調査をいたしました。申請場所は 11 ページ、12 ページをご覧ください。譲受人が申請地を購入して、太陽光発電施設を設置したいとのことです。農地区分は、第2種農地です。自家用の野菜を栽培しています。隣接した周囲に農地は無く、付近の状況は東側が道路、西側が水路、南側が道路宅地、北側が宅地水路であり、雨水は自然流下で周りの市道に流出するとのことです。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書等書類が添付されており、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.3 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.3 について説明をさせていただきます。13 ページ、14 ページをお開きください。譲受人は、現在、借家住まいで、子どもが増えて手狭になったため、申請地を譲り受けて、自宅を建築したいという申請であります。申請地は、第3種農地で、現在麓地区土地区画整理事業区域内の農地で

ございます。都市計画用途地域内にある農地でもあり、第一種低層住居専用地域にある農地となります。調査委員は、【正】を木場委員、【副】を松田委員をお願いしてあります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1番木場です。4月21日午後1時より申請人の代理人の行政書士立会いのもと、松田委員と私で、調査をしてまいりました。申請地は今事務局から説明がありましたように、麓地区土地区画整理事業区域内農地で、住宅用地として整地され、農地としては利用困難な土地です。位置は、13ページ、14ページを参考にしてください。転用の目的は、申請地を譲り受け、自宅を建築したいということです。資金調達は、全額銀行融資です。申請地は現状のまま利用する計画で、南側の方に畑となっておりますけれども、農地として利用はされてなく、特に問題はないと思います。用水計画は、上水道と下水、排水は北側の道路にある側溝が通っている道路の排水へ流す。それから汚水、生活排水は、合併浄化槽を設置する計画です。周囲の状況は、北が道路、南が畑、東が宅地、西が宅地。私たちは、特に問題はないと見てまいりましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、No.4について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.4についてご説明申し上げます。15ページ、16ページをお開きください。譲受人は、申請地の隣地、〇〇〇で、〇〇を経営しておられます。職員が5名おり、既存の職員駐車場はあるものの、2人分は不足している状況であります。今回、申請地を譲り受け職員駐車場として利用したいための申請であります。申請地は、第3種農地で、塩田地区土地区画整理事業実施地区の農地で、都市計画用途地域内の農地であり、第1種住居専用地域であります。調査委員は、【正】を福菌委員、【副】を西委員をお願いしてあります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 はい、5番福菌です。4月22日行政書士立会いのもと、西委員と私が調査いたしました。申請地は〇〇で、第3種農地になります。位置図は15ページ、16ページをご覧ください。転用の目的は、譲受人が経営する〇〇の5名のうち2名の駐車場が不足するため、隣接する申請地を譲り受け、利用したいためです。購入する土地は雑種地の状態となっており、雑草予防のため碎石が入っております。今回、職員2名の駐車場と

して、幅 2.17m、長さ 15.32m、面積 33 m²を購入する予定です。なお、購入後は現状のまま利用します。周囲に農地は無く、被害防除計画は、雨水対策が主で、自然流下で西側側溝に流します。東と南が宅地、西が市道、北側は雑種地状態の農地になります。問題はないと見てまいりましたが、皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、No.1 からNo.4 まで 4 件について事務局の説明及び調査委員からの調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。4 件について何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございます。ご存じのとおり 4 月からは我が農業委員会で許可を出すことにしておりますので、異議なしということですので、日程第 4、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 4 件については、申請どおり許可することで決定しました。次に、日程第 5 議案第 22 号農用地利用集積計画案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 それでは、17 ページをお願いします。日程第 5 議案第 22 号 4 月分の農用地利用集積計画案は 7 件で 10 筆、8,998 m²で、新規が 6 件、継続が 1 件です。よろしく願いいたします。

議長 はい、ただ今事務局の方から集積計画案 7 件について説明がありました。ただ今から質疑に入りますが、皆さんの方から何かご質疑ございませんか。あの、No.5 については、受人が〇〇市ですが、特に支障はないでしょうか。何か事務局、コメントがありますか。

棚町主査 5 番につきまして、借受人は、現在〇〇市にお住いですが、市内に耕作農地を所有されており、元々は本市にお住いの方です。仕事の都合で市外に転出をされましたが、休日には本市にお住いの親族と一緒に耕作をされると聞いております。

議長 はい、ありがとうございます。という状況ですので、特に問題なさそうです。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第 5 議案第 22 号農用地利用集積計画案 7 件

については、申請のとおり決定いたしました。次に、日程第6議案第23号農用地利用集積計画書案一括方式2件についてを議題といたします。これは、農地中間管理事業にかかる案件でございますが、ご覧のとおり〇〇が1つは借人になっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定によりまして、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定されておりますので、関連する委員は、議事に参与できないということでございますので、誠に申し訳ないですが、ご退席をお願いいたします。

(退席後)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 18ページをお願いします。日程第6議案第23号4月分の農用地利用集積計画案です。農地中間管理事業分で、2件で4筆、3,478㎡、新規が2件となっております。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第6議案第23号農用地利用集積計画案一括方式2件については、申請のとおり決定いたしました。〇〇委員は自席へお戻りください。以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• _____

• _____